

平成二十八年經濟産業省令第九十八号

ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令
 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七十六条第一項本文の規定に基づき、ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令を次のように定める。

目次

- 第一章 用語の意義（第一条）
- 第二章 託送供給約款料金の原価等の算定（第二条―第十三条）
- 第三章 託送供給約款料金の算定（第十四条）
- 第四章 雑則（第十五条・第十六条）

第一章 用語の意義

第一条 この省令において使用する用語は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）、ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）及びガス事業託送供給収支計算規則（平成十六年經濟産業省令第二百二号。以下「託送収支規則」という。）において使用する用語の例による。

第二章 託送供給約款料金の原価等の算定

（原価等の算定）

第二条 ガス事業法第七十六条第一項本文に規定する特定ガス導管事業者（以下単に「特定ガス導管事業者」という。）は、当該特定ガス導管事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、当該原価算定期間において特定ガス導管事業者を運営するに当たつて必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定しなければならない。

2 原価等は、第四条の規定により算定される営業費の額、第五条の規定により算定される営業費以外の項目の額及び第六条の規定により算定される事業報酬の額の合計額から第七条の規定により算定される控除項目の額を控除して得た額とする。

（特定ガス導管事業者の需要想定）

第三条 特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業に関連するガス需要計画及び設備投資計画を需要想定及び事業環境の将来の見込みに基づき策定し、様式第一一表及び第二表に整理しなければならない。

（特定ガス導管事業者の営業費の算定）

第四条 特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業の営業費として、別表第一一表（1）に掲げる項目ごとに、同表（1）に掲げる方法により算定される額を、様式第二に整理しなければならない。

（特定ガス導管事業の営業費以外の項目の算定）

第五条 特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業の営業費以外の項目として、別表第一一表（2）に掲げる項目ごとに、同表（2）に掲げる方法により算定される額を、様式第二に整理しなければならない。

（特定ガス導管事業の事業報酬の算定）

第六条 特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業の事業報酬として、レートベースに事業報酬率を乗じて得た額（以下「事業報酬額」という。）を算定し、様式第三に整理しなければならない。

2 前項のレートベースは、特定ガス導管事業の効率的な実施のために投下された有効かつ適切な事業資産の価値として、別表第一二表に規定する方法により算定した額とする。

3 第一項の事業報酬率は、特定ガス導管事業者の健全な財務体質を維持しつつ、安定的かつ安全なガスの供給を確保するための適正な設備投資を円滑に実施するために必要となる事業報酬の額を算定するために十分な率として、別表第一二表に規定する方法により算定した値とする。

（特定ガス導管事業の控除項目の算定）

第七条 特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業の控除項目として、別表第一三表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる方法により算定される額を、様式第四に整理しなければならない。

（原価等の整理）

第八条 特定ガス導管事業者は、原価等として、第四条から前条までの規定により算定した営業費、営業費以外の項目、事業報酬及び控除項目の額を様式第五一表に整理しなければならない。

（原価等の機能別原価への配分）

第九条 特定ガス導管事業者は、原価等を、別表第二に掲げる配分方法及び別表第三に掲げる配分基準に基づき、機能別原価として、別表第四の項目に配分し、様式第五二表に整理しなければならない。

（減少事業報酬額の算定）

第十条 特定ガス導管事業者（ガス事業法第七十六条第一項ただし書の承認を受けた特定ガス導管事業者であつてガス事業法第七十七条第一項の規定による届出を行っていないもの及び託送収支規則第五条に基づき整理された直近の託送収支規則様式第三四表の当期内部留保相当額（当該額が零を下回る場合にあつては、零。以下「当期内部留保相当額」という。）が零の特定ガス導管事業者を除く。）は、減少事業報酬額を算定し、様式第五三表を作成しなければならない。

2 減少事業報酬額は、次項の規定により前項に規定する特定ガス導管事業者が定める還元額に第四項の規定により算定される内部留保相当額控除額を加えた額とする。

3 還元額は、当期内部留保相当額を上回らない額であつて、第一項に規定する特定ガス導管事業者が定める額とする。

別表第2（第9条関係） 内容に応じて機能別原価のいずれかに直課できるものは可能な限り当該機能別原価に直課することを原則としつつ、それ以外のものについては、当該配分基準により、各機能別原価への配分方法 別原価に配分（帰属）するものとする。

(2) 供給販売部門全般に係る管理費用的なもの及び客観的かつ合理的な基準を設定できない費用については、機能別原価金額比により、各機能別原価に配分（配賦）するものとする。

別表第3（第9条関係）

項目	諸経費	租税	設備関連	その他	需給調整費	必要調査費	業務間雑費	減価償却費	営業外費用	事業報酬額	法人税・住民利益	事業雑収入	労務費	修繕費	課金	設備関連	他	需給調整費	必要調査費	業務間雑費	減価償却費	営業外費用	事業報酬額	法人税・住民利益	事業雑収入
														内容に応じて直課	内容に応じて直課	内容に応じて直課	内容に応じて直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課
婦人（括弧内は例示）	人員（器具備品等の少額等）	固定資産	延長（道路料金）	固定資産	人員（自動車）	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課	託送供給に直課
配賦																									

別表第4（第9条及び第11条関係）

機能別原価の分類	機能別原価項目	ガスホルダー	高圧導管	中圧導管	中圧A導管	中圧B導管	低圧導管	供給管	メーター	検針	内管保安	託送供給	機能別原価												
													原価	原価	原価	原価	原価	原価	原価	原価	原価	原価	原価	原価	原価
機能別原価	ガスホルダー及び高圧導管の建設・維持・保守費用の内訳																								



